

百人委員会から「ブッ飛ばせ！共謀罪」百人委員会へ

「共謀罪の創設に反対する百人委員会」は、結成記念院内集会を3月7日に開催し、3月21日、4月26日、5月23日、6月13日にも院内集会を開催しました。また、その間、学習会も開催し、問題の共有化に努めてきました。

さらに、「一億三千万人共謀の日」を呼び掛け、4月23日に第一回、4月28日に第二回を開催することができました。

この百人委員会の運動は、市民一人一人が活動の原点であり、既成の運動体に頼ることなく、自らの意思で運動に参加し、創意工夫に基づく運動を各地で展開してきました。

残念ながら、共謀罪法は、6月15日徹夜国会の末に、参議院で可決され、成立してしまい、翌16日の閣議で政府は、公布日を6月21日とし、それから20日後（7月11日）に法の規定（付則1条）に従い、施行されることとなりました。

このような事態を受け、私たちは、百人委員会を改組し、新たに「ブッ飛ばせ！共謀罪」百人委員会を立ち上げることにしました。従来は個人商店のようなものでしたが、その反省から、新しい百人委員会は、責任体制を明確化することにし、事務局との「共謀」のうえ、各種方針を決定することになりました。

新たな体制は、次の通りです。

呼びかけ人 海渡雄一、斎藤貴男、山下幸夫、足立昌勝

代表 足立昌勝

事務局 林克明（事務局長）、安藤裕子、亀田博、斎藤まさし、滝川宗夫、藤歩、野口昌泰、藤田五郎、山下幸夫、山崎康彦、弓仲忠昭

新たな運動としては、次のようなことが考えられると思います。

①共謀罪法の廃止へ向けての闘い

- 1 政権交代の必要性
- 2 社会的活動の継続
- ・「共謀の日」の呼びかけ

7月11日 新宿駅周辺

- ・各地でのスタンディング等

②法施行後の市民監視の在り方

- 1 違法捜査発生の危険性が高まる
- 2 オンブズマンのような市民監視プロジェクトの結成

③法制定過程の瑕疵を理由とした裁判闘争

- 1 国会法56条の3「中間報告」制度の悪用

- ・1948年国会法改正 議運運営委員会

- 2 「中間報告」の事例

- ・今回が23例目であり、過去の事例の研究。

運動体の改組に伴い、賛同して会員に加わっていただいた皆さんに、メーリングリストへの加盟の有無を確認したいと思います。もしメーリングリストから脱退したい方は、その旨申し出てください。申し出がない場合は、そのまま継続させていただきます。

（文責：代表 足立昌勝）